

第3回独立行政法人評価委員会議事録

日時：平成14年7月16日（火）10：00～12：10

場所：三田共用会議所第3特別会議室

出席委員：松本委員長、会田委員、井上委員、小野委員、梶川委員、加藤委員、小林信一委員、小林正彦委員、小林麻理委員、櫻本委員、佐藤委員、鈴木委員、手島委員、寺島委員、土井委員、徳江委員、中村委員、西村委員、間委員、速水委員、平山委員、宮城委員、山下委員、山野井委員（以上25名）

松本委員長　おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、第3回の農林水産省独立行政法人評価委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またあいにく、台風の接近で足元の非常に悪い中をご参集いただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会には、小野委員、木平委員、坂本委員、畑江委員、恵委員、中村委員の6名が所用によりまして欠席となっております。また、岩淵委員、有馬委員はおくれるとのご連絡をいただいております。それから、加藤委員はご出席でございますが、ただいま電話中でございます。

農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項におきまして、本委員会の定足数は過半数とされておりますが、委員30名のうち24名が出席しておりますので、本日の委員会は成立要件を満たしていることを宣言いたします。

それでは、議事に入る前に文書課長からごあいさつをいただきたいと思います。

竹谷文書課長　ただいまご紹介にあずかりました文書課長の竹谷でございます。7月3日付の異動で文書課長を拝命いたしました。皆様方、いろいろご指導のほどよろしくお願いいたします。

本日は、先ほど委員長のお話にもございましたように、台風の接近という大変足元のお悪い中にご参集いただきまして、恐縮でございます。また、ご多用の中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

皆様方におかれましては、日ごろより農林水産行政、多くの課題を抱えているわけですが、農林水産行政の遂行に当たりまして、ご指導、ご鞭撻を賜りまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

中央省庁の改革の一環として独立行政法人制度の出発が昨年度から始まったわけですが、13年度に17法人がスタートいたしまして、その1回目の事業年度が終了いたしました。本日は、その事業報告書がとりまとまった、そういう段階におきまして、皆様方にご評価をいただく第1回目のスタートの会合ということになるわけでございます。

私ごとでございますが、独立行政法人制度につきましては、実は非常に思い出深い点がございます。私、平成7年から平成9年にかけて、ロンドンの方に勤務をしていたわけですが、その当時、ちょうどイギリスのエージェンシーの制度につきまして、非常に日本において関心が高まってまいりまして、それを参考にして、現在の独立行政法人ができてきたわけでございます。その関係で、私当時、農林担当の参事官ということで大使館の方におりましたが、多くの方々がロンドンに、エージェンシーの制度を勉強にとりましてみえまして、いろいろな角度から、私も勉強させていただいたという記憶があるわけでございます。それが今回、こういった形で具体化し、さらに1回目の報告書のとりまとめに私も参画させていただけるということで、非常に思い出深いものがあるわけでございます。

さて、今回の評価委員会は先ほど申し上げましたように、実績報告がとりまとまって、ご評価をいただく最初の会合ということになるわけですが、独立行政法人に、そういった最初の会合という意味においても、評価について関心が高まっているわけですが、それと同時に、昨年12月に、さらに現在、特殊法人として行っているものにつきましても、国民の方々から広く独立行政法人の運営状況というものにつきまして関心が高まっている状況にあるわけでございます。

今回の評価に当たりましては、初めてのことで、ゆえに課題が多いかと思っております。そういった意味で、委員の皆様方におかれましては大変ご負担をおかけするのではないかと申しますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。特に先日、7月9日でございますけれども、閣僚懇談会が開かれまして、小泉総理の方からも、大変関心が高まっているということも踏まえまして、国民の期待にこたえられる厳格かつ迅速な評価をお願いしたいというお話がございました。これは閣僚懇談会でもあったわけですが、その後、各省に設

けられております評価委員会の委員長、またはその代理の方のご出席のものと懇談の場がございまして、その場でも、同じように、厳格かつ迅速な評価をという話がございました。そうしたことがありまして、政府を挙げて、また国民全体からも大変注目を浴びているところでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。お願いを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

松本委員長　　ありがとうございました。

それでは、次に7月12日付で任命されました委員、お二人をご紹介させていただきます。まずは石弘之委員が本年4月に退任され、後任として任命されました佐藤洋平委員でございます。また、本日欠席されておりますけれども、昨年6月に退任されました幸田シャーマン委員の後任として、恵小百合委員が任命されましたので、ご報告させていただきます。佐藤委員におかれましては農業技術分科会に、恵委員におかれましては林野分科会に、それぞれ所属していただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

増田文書課調査官　　文書課の調査官の増田でございます。よろしくお願いをいたします。

それではお手元の資料の確認をさせていただきます。第3回独立行政法人評価委員会議事次第と最初に1枚紙があります資料でございます。中には議事次第の次に資料の一覧、それ以降、資料1といたしまして委員名簿、資料2といたしまして、これは各分科会の審議の経過及び結果についての紙がございます。その後資料3といたしまして、独立行政法人評価委員会、本委員会から分科会への議決権限の委任ということで、今回審議いただきます議決委任の関係の資料がついてございます。その次に資料4といたしまして、「平成13年度の業務の実績の評価等に係るスケジュール(案)」という紙がついてございます。その次に資料5といたしまして、「独立行政法人化する特殊法人及び認可法人について」という紙を1枚つけております。それと、最後に総務省の方にあります政策評価・独立行政法人評価委員会の方から当委員会あてに、評価に当たっての運営についての参考のペーパーということで文書が届いております。これを参考につけております。

配付してある資料は以上のとおりでございますが、資料が欠けていたりするような方はいらっしゃいますでしょうか。　　以上です。

松本委員長　　それでは、議事に入ります前に、7月9日に、ただいま文書課長のごあいさつにもございましたけれども、官邸におきまして、小泉総理大臣と各省の独立行政法

人評価委員会委員長との懇談会が行われました。農林水産省の評価委員会としましては、私が所用のため、出席できませんでしたが、委員長代理の木平委員にご出席をいただきました。きょうは木平委員がご欠席でございますので、懇談会の内容につきましては、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

増田文書課調査官　それでは、事務局の方から概要をご説明させていただきます。

去る7月9日5時半から、20分程度でございますが、官邸におきまして、小泉総理と独立行政法人評価委員長等との懇談という場がもたれました。会議には、政府側といたしまして、小泉総理、それと独立行政法人制度を所管しております総務省の片山総務大臣、及び若松総務副大臣がご出席になりました。また、評価委員会の側から、総務省にあります政策評価・独立行政法人評価委員会の村松委員長と、その委員会のもとにあります独立行政法人評価分科会の富田委員長と、あと評価委員会は当省を含め、9つの府及び省に置かれているわけですが、それぞれの委員会の委員長、または委員長代理の方が出席されました。当委員会からは、先ほど委員長からもお話があったとおり、木平委員長代理にご出席いただいた次第であります。

会議におきましては、小泉総理及び片山総務大臣から、今回、制度発足後初めて独立行政法人の評価というものが行われるという状況になっていること、また昨年12月に特殊法人等整理合理化計画というものが決定されました。この内容はまた後で詳しくご説明させていただきますが、この中で、複数の特殊法人等について独立行政法人化するということが決められております。そういう意味で、今回の業務実績の評価というものが今後の特殊法人改革の実効性を示す1つの試金石となるということでございます。そういうことから国民の関心が非常に高まっているということで、国民の期待にこたえられる厳格かつ迅速な評価の実現を要請したいというご発言がございました。

また、評価結果につきましては、これを法人の運営、あるいは役員的人事、報酬、予算などに速やかに反映するとともに、評価結果と、その反映状況につきまして、国民にわかりやすい形で公表していきたいという旨の発言がございました。これに対しまして委員会の側からは、1つは、政策評価・独立行政法人評価委員会から、11月初めには総務省で行う各省の評価委員会の評価に対する意見というのが出るわけですが、これを11月初めまでにはとりまとめたいというようなご発言があったほか、各省の委員会の委員長等の方々から、評価の仕方について、種々、非常に難しい点があると。試行錯誤を続けながら進めているということ。特に費用対効果のとらえ方ですとか、あとは法人、それぞれ事業内容、

規模、多様であるという中で、いろいろな工夫をしながら進めているということ。もう1つは、今、各省単位で委員会が設けられているわけでありますが、その委員会間の連絡というものを、これからとっていけるような仕組みをつくっていく必要があるというような意見が出されたということでございます。

以上でございます。

松本委員長　ただいま事務局からのご説明がございましたように、小泉総理大臣からは、国民の期待にこたえられる、厳格かつ迅速な評価の実現、法人の運営、役員人事、報酬、予算等への評価結果の速やかな反映、評価結果の反映状況等の積極的な公表についての確な対応を行うよう、要請がございましたので、当委員会といたしましても総理の要請を踏まえまして、独立行政法人における業務の実績の評価を的確に行っていくことにしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは議事に入りたいと思っております。

昨年9月に第2回の評価委員会を開催いたしまして、各分科会において評価基準の策定を行うことといたしました。その後、各分科会でそれぞれ検討をいただき、評価基準を策定していただいております。本日は委員の皆様にお集まりいただいておりますので、昨年9月以降の各分科会における審議の過程及び結果につきまして、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第8条第3項の規定に基づき、各分科会長から報告していただきたいと思っております。それぞれ10分程度の報告をお願いいたします。

それではまず、私が分科会長をしております農業分科会から報告させていただきます。

農業分科会におきましては、昨年11月29日、第3回の農業分科会の席上におきまして、農業分科会における評価基準作成の進め方について検討をいたしました。農業分科会が所掌する法人は6法人あるわけでございますが、評価基準につきましては6法人ごとにP T（プロジェクトチーム）を設置いたしまして、まずP Tにおいて評価基準案を検討し、その後、農業分科会で審議することを、この席で決定をいたしました。

その後、平成13年12月の中旬から平成14年の2月中旬ごろまで、各法人のP Tが大体2回程度検討委員会をもちまして、まず第一に現地を視察いたしました。法人の業務内容について現場から説明を受けました後に、評価基準案について検討をいたしました。その後、平成14年の3月7日に第4回の農業分科会を開催いたしまして、各P Tにおいて検討しました評価基準案について、各P Tから説明いたしました後に、全体で審議をいたしました。現時点で可能な範囲において評価基準の統一を図るという方向で検討されることになりま

した。

その後、平成14年3月25日に第5回の農業分科会を開催いたしました。この農業分科会で評価基準の統一をどのようにするか、その考え方について、事務局から説明があった後に審議を行いました。財務関係指標以外の評価基準案について、分科会で了承を得ました。財務関係指標並びに文法上の修正等につきましては分科会長に一任するということになりましたので、その後、私と事務局とで財務関係指標並びに文法上の修正等について検討をいたしました。平成14年5月24日に財務関係指標を含めた評価基準案を各委員の方々に送付いたしまして、そこから意見を伺ったわけでございます。平成14年6月12日に財務関係指標を含めて評価基準を決定して、現在に至っているわけでございます。

以上が農業分科会の審議の過程並びに結果についてでございます。

それでは次に農業技術分科会について、小林分科会長からご報告をお願いいたします。

小林（正）委員　農業技術分科会におきましては、メモにありますように、平成13年12月10日に第4回の農業技術分科会を開催いたしました。そこでは、昨年の8月に現地調査を行いましたのでその報告と、9月25日に開催されました第2回独立行政法人評価委員会の概要について説明をいたしまして、農業技術分科会における評価基準の考え方及び評価基準の作成の進め方について検討いたしました。農業技術分科会が所掌する各法人、7法人でございますけれども、その評価基準については、農業技術分科会のもとに評価基準検討小委員会を設置しまして、評価基準案を作成することを、この会議において決定いたしました。

その後、平成14年1月23日、それから2月8日の2回にわたりまして評価基準検討小委員会を開催いたしました。農業技術分科会における評価基準の考え方及び各法人の評価基準案について検討いたしました。そして、平成14年3月13日の第5回農業技術分科会を開催し、評価基準小委員会において作成した評価基準の考え方及び各法人の評価基準案について審議いたし、評価基準の考え方及び各法人の評価基準を分科会として決定いたしました。その後4カ月余り、13年度の業務実績報告書の提出をたんたんとして待っていたという状況であります。そして、この7月24日にはまた今年度第1回の分科会を開催いたしまして、実際の評価について実施してまいるという段取りになっております。そこでは、この考え方及び評価基準に基づきまして、各法人からのプレゼンテーションを求めて、具体の説明を聞くという形をとることになっております。

以上でございます。

松本委員長　　ありがとうございました。

続きまして、林野分科会について、寺島分科会長代理からご報告をお願いします。

寺島委員　　木平委員長が公務で欠席しておりますので、私からご報告させていただきます。

林野分科会につきましては、9月の中旬に2法人につきまして現地調査を、全員の専門委員、評価委員で行いまして、その後、9月25日の委員会の概要等について、12月11日に事務局から報告を受けまして、評価基準について検討に入りました。そして3月18日、前回は引き続きまして評価基準案について検討を行って、そして5月27日、第3回目におきましては、財務関係の指標案を織り込んだ評価基準案について活発な議論をしたところがございます。その中で、基本的方向につきまして全員で確認しまして、細部の修正等につきましては分科会長に一任したところがございます。その後、6月14日には細部を分科会長が修正しまして、評価基準を決定したところがございます。そして7月9日に分科会長から評価基準について報告を受けまして、質疑を行った後、原案どおり了承したところがございます。なお、初めてのことでありまして、今後ともいろいろな問題等があると思いますので、今後、適宜修正を行っていきたいということで全員の意見を一致したところがございます。

以上でございます。

松本委員長　　ありがとうございました。

それでは最後に水産分科会について、土井分科会長代理からご報告をお願いいたします。

土井委員　　ご報告いたします。一番最後の資料にあります水産分科会についてご報告いたします。

ありますように、私どもは小さなプロジェクトチームをつくって打ち合わせ会議を開いたということはかなりの特徴があるかと思えます。順を追って申し上げますと、12月6日に現地視察をやりまして、その場でいろいろ取材した話をもとに検討いたしました。ここにありますように、プロジェクトチームをつくって評価基準を作成した方がいいのではないかとということでまとめたのが特徴であります。

その結果、1月と2月にそれぞれ6人と7人の班に分かれまして、評価の手順や手法について検討、そしてまとめたものであります。こういった中で問題になったことにつきましては、各プロジェクトの中で検討した結果を事務局に上げまして、事務局を中心に郵便という方法でいろいろな意見を求めた結果がそろそろまとまりつつあるというところ です。

以上です。

松本委員長　　ありがとうございました。

ただいまご報告のありました評価基準につきましては、来週の7月23日に開催が予定されております総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会に対して、事務局から説明を行うこととなっておりますので、委員の皆様にごこのことをご知らせしておきたいと思っております。

それでは続きまして、分科会へ議決権限を委任する事務の追加についての議事に進めさせていただきます。

分科会への議決権限の委任につきましては、大臣が中期目標を定める際の評価委員会の意見並びに独立行政法人が作成いたしました中期計画を大臣が認可する際の評価委員会の意見について、平成13年2月の第1回評価委員会において意見の提出を各分科会に委任したところでございます。これまでの評価委員会、分科会の運営状況を踏まえまして、評価委員会が行う事務のうち法人の個別性の高いもの、迅速な対応が必要なものについて、分科会へ議決権限を委任する事務に追加するという事で事務局から案が示されております。

それでは、資料に沿いまして事務局から説明をお願いいたします。

増田文書課調査官　　それではご説明いたします。お手元資料3をごらんになりながら聞いていただきたいと思います。独立行政法人評価委員会の議決案件につきましては、議事規則において、分科会の議決であって、あらかじめ委員会の同意を得たものについては当該分科会の議決をもって委員会の議決とするという規定がございます。これによりまして、分科会に本委員会の議決の委任を行うことができるという仕組みになっております。この規定の趣旨ですが、独立行政法人評価委員会の事務というのは、資料3に並んでおりますとおり　これは通則法で定められた評価委員会の事務でございますが、非常に多種多様、数多くのものがあるという状況がございます。一方、法人の数も当委員会17という、かなり多い法人を所管しております。そういうことで、現実の問題として、すべての法人についてすべての事務を本委員会で審議するということは非常に難しいということから、むしろ分科会というもので担当する法人を限定いたしまして、それぞれの法人についてより専門的に審議をしていただくと。それとあわせて、本委員会30人に比べますと、分科会の委員の数も限定されますので、その分、機動的にご審議をいただくということが適当ではないかということで設けられた規定でございます。

なお、ほかの省庁の評価委員会にも同様の規定が設けられてございます。このような規

定に沿いまして、昨年の13年2月に開催されました第1回の評価委員会におきまして、資料3で右側に黒い色がつけてございます、この中期目標の策定・変更、中期計画の認可、業務方法書の認可に際しての意見提出と、ここの部分については既に議決委任をするということが決められているところでございます。

一方、この1年半の委員会の運営状況を見ますと、制度発足当時の中期目標、中期計画に関する審議のほかに、例えば補正予算に関連した部分でございますが、幾つかの法人について年度途中で中期計画の変更を行っております。また、役員の報酬の引き下げということも行われております。このほか、今後の分科会で幾つか審議を予定しておりますものの中に、財産処分の認可というものがございます。これは、それぞれの法人の土地の一部を道路等の公共収用の関係で処分するというようなものです。これは、すべての事務について評価委員会にご意見を伺うということになっております。そういうことで、状況に応じて、ときどき審議をお願いするという案件も、実際やってみると、それなりに数があるという状況でございます。

それともう一つ、この全体の委員会の進め方ですが、委員が現在30名ということで審議をお願いしているわけでございます。この30名という委員の皆様方のスケジュールを調整して機動的に会議を開催するという事は、なかなか現実問題として難しいということがございました。さらに今後のことを申しますと、後ほどまた説明いたしますが、特殊法人等改革によりまして、新たに4つの独立行政法人が当省所管として誕生するという事になります。そうなりますと、この委員会でご審議いただく法人数は21ということで、また増加するという状況にあります。このような状況を踏まえまして、今後の円滑な議事を進めていくという観点から、この資料3にございますとおり、法人の組織及び業務に大きくかわるものとして、中期目標に係る評価ですとか、中期目標に係る評価結果の通知、あるいはそれに関連する勧告等につきましては全体の委員会で審議するという事にいたしまして、それ以外の各項目につきましては、分科会の中でより専門的な見地からご検討いただくということにさせていただきたいということで、事務局としての案を作成したところでございます。

以上でございます。

松本委員長　　ありがとうございました。それでは、この事務局案につきまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手をしていただきまして、その後、マイクのボタンを押していただきますよう、お願いをいたします。ど

うぞ。手島委員。

手島委員 この丸印の方は大体そういうことかなと思うのですが、一番下の役員報酬等の支給基準に対する意見というのは、これは全体で調整をしておく必要というのはないのでしょうか。

増田文書課調査官 役員報酬の支給基準につきましては、現行は、仕組みの上では各法人が法人の役員の報酬について役員報酬規定で定めるというようになっております。制度の建前としては各法人が定めるということになっているという関係から、このようにしているわけですが、ただ一方、委員おっしゃるとおり、実際のところ、役員の報酬については横並びというような観点で規定が設けられているというところもございます。事務局としてはどちらがいいと、なかなかいづらいいところがございますが、全体で集まっただけということが実際難しいという状況を踏まえて分科会の方でお願いしたいということがございます。やり方とか進め方について何かご示唆があれば、例えば分科会でも、役員報酬についてはほかの法人についてもあわせて資料をご提出するですとか、幾つか、そういうことをご指示いただければ、進め方については、そういうことは克服していきたいと思えます。そこは本委員会の方がいいということであれば、それでも構いません。

以上でございます。

手島委員 ちょっと確認のために伺ったので、私は、この各法人ごとに基準を設けてやっていくという考えの方に賛成ですので、この方がいいと思えます。

松本委員長 そのほかどうぞ、ご意見、ご質問。会田委員。

会田委員 今、質疑は分科会へ議決権を委任する事務の追加の件ですね。欄外備考の2)としまして、独立行政法人北海道開発土木研究所については、上記に準じて議決権限の委任を行うと。何かわかったようなわからないような、非常にあいまいな表現なのです。これはなかなか書きづらいところがあったかと思うのですけれども、ちょっとこの点について、特に単年度の評価だけではなくて、中期目標に係る評価にも関連してくると思えますので、少し補足していただけますでしょうか。

松本委員長 それでは回答をお願いします。

増田文書課調査官 北海道開発土木研究所につきましては、国土交通省と共官という仕組みになっており、かなりの部分はむしろ国土交通省の方で審議をします。その途中の段階で、当省の委員会に適宜意見を聞かれるという仕組みになってございます。そういうことから、準じてという書き方も若干正確性に欠けるという嫌いはありますが、この各

項目に沿って、当省に、当委員会に意見の照会などがあつた場合については、同様に分科会に委任してはどうかという趣旨でございます。ちょっとわかりづらいということであれば、もうちょっと具体的に国土交通省の方の委員会から聞かれる意見ごとに、再度、細かく整理した表などをつくっていきたいと思います。

以上です。

松本委員長　ただいまのご説明で、会田委員、よろしゅうございますか。

会田委員　結構です。ありがとうございました。

松本委員長　そのほかどうぞ。ございませんでしょうか。加藤委員。

加藤委員　共官している独立行政法人北海道開発土木研究所について、必要に応じてこちらの評価委員会がおつき合いですというのは、具体的には林野の分科会でございますか。

増田文書課調査官　北海道開発土木研究所は、農業技術分科会の方でご審議いただくということになってございます。

松本委員長　よろしゅうございますか。

加藤委員　はい。

松本委員長　そのほかどうぞ。　それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでございますので、評価委員会から分科会へ議決権限を委任する事務の追加について、案のとおり同意いただいたものとしてよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、同意いただきましたので、案のとおり分科会に議決権限を委任する事務について追加させていただきます。

第3番目の議題でございます。平成13年度における業務の実績の評価等にかかるスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

増田文書課調査官　それではお手元の資料4をごらんいただきたいと思います。独立行政法人につきましては、各年度の業務の実績の評価を受けるために、事業年度終了後3か月以内ということで、6月の末までに業務の実績を記した報告書を提出するということになっております。当委員会の分につきましては、すべての法人から6月末までに報告書を提出されているところでございます。各法人の評価につきましては、評価基準を策定いたしましたそれぞれの分科会において審議を行うということにいたしまして、時期でござ

いますが、評価結果を翌年度以降の法人の運営に的確に反映させるといった観点から、10月の上旬というものを目標に各法人に対して評価結果を通知するという段取りで評価の実務を進めていただきたいと思います。

具体的には、各分科会におきましては9月末までに評価結果のとりまとめをお願いしてはどうかというように考えております。また、業務の評価と同時に財務諸表に対する意見提出という仕組みがございます。これは、法人から農林水産大臣に財務諸表を提出していただくわけですが、これにつきまして、大臣は評価委員会の意見を聞いた上で承認を行うということとされております。財務諸表の内容の審議につきましては、業務実績の評価にも関連するということがございますので、評価結果のとりまとめにあわせまして、財務諸表についても意見をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

松本委員長　　ありがとうございました。

ただいま事務局から業務の実績の評価、財務諸表に対する意見提出についてスケジュール案が示されましたけれども、これにつきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手でお願いをいたします。どうぞ。　ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ございませんので、平成13年度における業務の実績の評価等に係るスケジュールにつきましては、案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、スケジュールにつきましては案の通り決定をさせていただきます。

次は議題の4、その他でございます。その他の議事に進めさせていただきますが、特殊法人等改革を受けて、昨年12月に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されました。農林水産省関係では7つの特殊法人、認可法人につきまして、独立行政法人化、あるいは既存の独立行政法人との統合を行うこととされました。独立行政法人になりますと、既存の独立行政法人と同様、評価などが必要となります。今後の評価委員会にもかかわってまいります。

それでは、特殊法人等の独立行政法人への移行について、特殊法人等整理合理化計画の概要並びに現在の検討状況につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

増田文書課調査官　　それでは説明させていただきます。お手元の資料5をごらんになりながら聞いていただきたいと思います。昨年の12月に閣議決定いたしました特殊法人等

整理合理化計画というものにおきまして、農林省所管の16の特殊法人及び認可法人のうち7つの法人について独立行政法人に移行することが決定されました。その7つの法人は、この資料5に書いてあるものでございます。上から簡単に説明してまいりますと、一番上の緑資源公団というものがございまして、これは森林整備等のために必要な林道網のうち、特に骨格部分になるような林道を整備する事業ですとか、あるいは水源を涵養する水源林を造成するといった、いわゆる公共事業を行っている公団でございまして、これにつきましては、独立行政法人とするという形で、今の特殊法人という組織形態を改めまして、独立行政法人の通則法にのっとりた独立行政法人として組織を変更していくということが決められております。

次に農畜産振興事業団、これは畜産物、あるいは砂糖、生糸などの価格関係の業務をやっているものでございまして、価格安定対策、あるいは輸入の関係の業務をやっている法人でございまして、これにつきましては、その下の野菜供給安定基金というものがございまして、これも幾つか書いてありますが、基本的には野菜の価格安定のために、特に野菜の価格が乱高下したときに価格安定対策をするといった業務をする野菜供給安定基金と、この農畜産振興事業団、両者を統合した上で独立行政法人とするということになっております。

次の農業者年金基金、これは農業者に対する年金の給付を行っている法人でございまして、これについては、そのまま単独で独立行政法人とするということになっております。

次の海洋水産資源開発センター、これは海洋における新しい漁場の開発のためのさまざまな調査を行っている法人でございまして、これにつきましては、現在、水産総合研究センターという独立法人が既に設立されておまして、これに統合するということになっております。

次に生物系特定産業技術研究推進機構、これは、民間において行われる生物系特定産業技術、バイオですとか、そういうものですが、それに対する試験研究の促進ということで民間の研究の支援をするという法人でございまして、これにつきましては、現行ございます農業技術研究機構と統合するということになっております。

最後の農林漁業信用基金、これは農林漁業に関する債務保証ですとか、あるいは債務保証に関する、さらに債務保証の保険という業務、あるいは共済の円滑な資金繰りを助けるための資金貸付などの業務を行っておりますが、これについても独立行政法人化することになっております。

以上、あわせまして4つの独立行政法人が新しく誕生し、2つの法人につきましては、

既存の独立行政法人に統合するという形になってございます。スケジュールでございまして、各法人につきまして、現在、省内で所要の法律改正の準備を進めております。今後、国会に諮って国会の議決をいただくわけですが、来年の、平成15年の10月というのを1つの新たな移行時期として今、目標にして作業を進めております。したがって、予定どおり進むということになりますれば、10月の前、来年の今ごろ以降、また中期目標に関するいろいろなお審議をいただくということになるかと思っております。

以上でございます。

松本委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。小林委員、どうぞ。

小林（正）委員　最後から2番目の生研機構についてです。生研機構は農業技術研究機構と統合し、そこまでのご説明だったのですが、その後に新たに農業技術に関する研究と生物系特定産業技術及び農業機械分野の民間の研究支援を一体的に行う独立行政法人を設置するとあります。このことについては、もう少し具体的にご説明していただけませんか。

増田文書課調査官　失礼しました。生物系特定産業技術研究推進機構につきましては、今、民間の研究支援ということで申し上げましたが、これとあわせて、現行、この推進機構で農業機械の改良に関する試験研究等を行ってございます。そういう生研機構と農業技術研究機構が統合するというので、結果として、今やっております農業技術に関する研究と、生研機構がやっております生物系特定産業技術及び農業機械分野の研究支援というものが一体的に行われるということで、この整理合理化計画にはこのような表現になっております。そういう意味で、農業研究機構の所掌する目的といいましょうか、範囲がこのように広がっていくということでございます。

小林（正）委員　実際には、生研機構というのは出資金制度なども運営していますし、かなりの部分は研究に対しての投資をやっているわけですね、ここは。その研究費を出すところが、今度は研究費を使ってやる機構の中に入るといって、大きな矛盾を抱えるわけですが、その辺のことをどのようにお考えですか。

増田文書課調査官　おっしゃるとおり、今の農業技術研究機構は基本的に自分で研究をするところでございます。それに比べまして、生研機構の、特に民間研究支援の部分は、主として民間に対する支援ということで出資、あるいは融資という形で研究を支援すると

いうことであります。したがって、ここにつきましては出資するという、支援のための経費がそのままある種、何の審査もなく自分で使うということになれば、確かに委員のおっしゃるとおり、制度上の矛盾を抱えることとなります。ここにつきましては、むしろどういう形にすればそういう、統合によるデメリットと申しましょうか、モラルハザードのようなものが起こらないかということは、今、法案を検討しているわけですが、その制度設計の中でそういうモラルハザードの起こらないような工夫というのをあわせて進めていくということになっております。

小林（正）委員 生研機構というのは、民間研究の支援だけではありません。例えば政府出資金のものは、年間約20億ぐらいのプロジェクトで、大学とか農水省の各研究所、研究機関にすべて出しています。農業技術研究機構に、属している研究所にも出資金を出しているわけです。この中には、民間の部分というのはほとんどないです。統合後の農研機構は、自分たちのところに資金を提供する部分を抱えるということになるのです。非常に大きな矛盾を生ずると思います。それから、法人間での、今度は競争の問題になりますけれども、ほかの法人に対してどれだけの資金を提供するかどうかということも問題になります。ですからこれは、中期目標、中期計画を立てる以前から、むしろ評価の段階にかかわってくる問題だろうと思います。非常に輻輳した形になると思います。

増田文書課調査官 委員のおっしゃるとおり、お金を出す方と使う側が一体になることの、特にモラルハザードの問題というのは、今、これを担当している局でも非常に意識しております。そこをいかに……

小林（正）委員 その特定の1つの法人というより、7法人ありますけれども、そのうちの1つの法人だけが資金源を抱えることになるわけです。ですから、ほかの法人との横並びの問題もありますよね。

増田文書課調査官 そこは、委員のおっしゃる指摘も踏まえまして、いかにしてモラルハザードが起きないように、特に資金を分配する側にとってはいかに公平な分配ができるかということについては、そのような仕組みをあわせて検討していくということになっております。

小林（正）委員 私は大分口が悪い方ですけども、ただ特殊法人の数を減らせばいいという問題ではないし、ただ独立行政法人にすればいいというものでもないと思うのです。もうちょっと基本的な原理というものを考えるべきではないかと思います。これは意見です。

松本委員長 その点は非常に慎重で、かつ矛盾のない、難しい問題ですので、慎重なご検討をお願いしたいと思います。どうぞ。

手島委員 今回の件についていいですか。確かに今、小林委員がご指摘されたとおりで、気をつければ済むということとは違って、かなり構造的に無理があるということなのではないでしょうか。つまり各研究機関に出資をする、あるいは融資をするというのは、そのお金がもしかしたらふいになってしまうというリスクを常に抱えているわけです。全くむだになってしまうケースも出てくるわけで、そういう意味では財務的にもいろいろと難しい問題が起きてくる可能性がある。特にそれが、他に出したものであれば、それは最初からわかっているということですから管理も確保もできると思うのですが、自分のところに出したものについて、それがおかしくなった、成果が上がらなかったというようなときには、そのことについての原因の追及とか責任の問題とかいうようなことが難しくなってくるのではないのでしょうか。ですから、モラルの問題ということで片づかない仕組み上の問題がどうしてもあるのではないのでしょうか。お金の出し手と研究を実行するというのは、やはり別組織にしておくとかいうことをはっきりしておかないと難しくなるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

松本委員長 単なるモラルハザードの問題ではなくて、やはり根本的な矛盾を抱えているので、その点について、別組織というものを考えた方がいいのではないかというご意見でございますが、その点については事務局は.....。

竹谷文書課長 今、ご指摘の点でございますけれども、これから法律をつくって制度化を具体化していきます際に、別組織というわけには 実は去年の12月の時点で閣議決定されておまして、1つの法人にするということになっておりますので、政府としては1つの方向が出ております。ですから、なかなか難しいのですけれども、法律をつくっていく中で制度化していくわけですので、先ほどのご指摘の点を、あるいは別組織に準じたような形でそういった問題を回避するような仕組みというのをぜひ検討していきたいと思っておりますし、またこの制度化を具体的にしていく段階で、こちらの会合が開かれる折りに状況なりを報告させていただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

小林（正）委員 そこでいう法律というのは個別法のことですか。

竹谷文書課長 そうです。個別法になります。

小林（正）委員 個別法にすると、どれだけのものが規定できるか、かなり難しいと思うのです、技術的にも。やはり通則法に縛られますから、現在ある農業技術研究機構の

法律に生研機構の機能を付加するというのは、かなり個別法では難しいような気がします。それはあなた方の腕のみせどころでしょうけれども……。

竹谷文書課長 正直いって、この個別法はかなり難しいなということでありまして、幾つか、これらの独法化の法律はあるのですけれども、その中でも一番、課題の面では難しいなと認識しております。今、お話しございましたように、まさに検討するということがございますので、また検討の状況をご報告させていただければと思います。

山野井委員 今の小林委員、それから手島委員に全く私、賛成でございまして、どういう形にするかは別としても誤解を招く可能性があります。つまり各研究機関というのは、これはある意味ではプレーヤーなわけです。それに対してお金をどう配分するかというのはアンパイヤーみたいな立場ですから、アンパイヤーとプレーヤーが一緒になったら何が起るかというような疑念を各法人に与えないような仕組みというのは絶対に必要なのです。これは先ほどの財務の問題もそうですけれども、つまりどういう評価になるかということと財務の問題というのは一緒の問題なのですけれども、そのあたりのことは、やはり公平な、先ほど総理との話に出たというのですが、厳正かつ公平な評価があって初めてお金の配分がどうなるとか、報酬はどうかということになるわけです。どうも今話を聞いていると、アンパイヤーとプレーヤーが一緒になるようなイメージが下手をするとあって、非常に不信を招くのではないかという気がしますので、ぜひそうならないようお願いしたいと思います。全体にかかわる問題だと思います、これは。

手島委員 そのときに、プレーヤーがアンパイヤーの上に立つということがないようにしてください。今で行くと何かそういう感じです。こっちのプレーヤーの方に統合されるという表現ですね。ですから、プレーヤーとアンパイヤーを決めたら、それはアンパイヤーが上になるように、1つの組織の中でも、そういう仕組みづくりをしていかないといかんのではないのでしょうか。

松本委員長 何かご意見、ございますか。

竹谷文書課長 繰り返しになりますけれども、今、法案づくりをやっておりますので、ご指摘の点を十分留意して法案づくりをするように、関係機関の方とよく調整をしてみたいと。また状況につきましては、機会を改めまして、ご報告もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松本委員長 この点につきましては、ただいまご回答のありましたように、ともかく随時委員会等で、その審議状況をご報告していただくと。その都度、また委員の方から鋭

いご指摘をちょうだいしながら、だんだんまとめていきたいという格好にしたらどうかと思いますが、よろしゅうございましょうか。 どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題でございます。水産総合研究センターの船舶処分について、水産庁からご説明をお願いしたいと思います。

末永研究指導課長 水産庁の研究指導課長の末永でございます。今、委員長からご案内のありました水産総合研究センターの船舶の処分についてご説明をさせていただきます。

水産総合研究センターにおきましては、水産庁の施設等機関でございました平成11年から俊鷹丸という漁業調査船の代船、新しく船をつくりかえるという計画を進めておりましたが、独法へ移行直後の平成13年の4月に代船が完成いたしました。これに伴いまして、平成13年の4月24日でございますけれども、旧船を、古い方の船を売却処分しております。重要な財産の譲渡ということにつきましては、独立行政法人通則法第48条第1項の規定によりまして、主務大臣の認可が必要とされておりますが、平成13年の2月でございますけれども、独立行政法人水産総合研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令、主務省令でございますが、これは2月に定められたところでございまして、これによりまして、古い方の旧船は重要な財産に該当するということとされたところであります。

今回の処分に関しまして、この通則法で定められた手順をとらないまま、売却処分を行ってしまったということが判明いたしました。この原因といたしましては、独法への移行直後で、センターの担当者が通則法に基づく認可の必要性を失念しておりまして、センター内での手順により処理したこととか、通則法の同じく第48条第1項に、ただし書きというのがございますが、これには中期計画において重要な財産の譲渡に関する計画を定めた場合はこの限りではないと。つまり認可が要らないとされておりまして、センター本部がただし書きで対応するべく、譲渡計画を中期計画に盛り込もうといたしましたが、農水省と予備的に協議する中で、最終的には、この箇所を中期計画に盛り込まず、その結果、錯誤が生じたことなどが挙げられます。本件につきましては、独法への移行直後の、いろいろと混乱した状況の中でのセンター担当者によりまして、通則法の趣旨の理解不足や、センター内部におきます連絡体制、チェック体制の不備等といった不手際でありまして、二度とこのようなことが起こらないよう、センター自らによりまして業務体制の見直しをさせることが重要と判断いたしまして、農林水産大臣から当該違反行為の是正措置の要求とその報告を求めたところであります。また、センターの責任者であります理事長に対しましては、水産庁に出頭を求めまして、水産庁長官から直接文書によりまして厳重注意を行ったと

ころであります。

本来ならば、中期計画に掲載されなかったことから、農林水産大臣が行います重要な財産の処分に関する認可に当たりましては、あらかじめ評価委員会での意見をお聞きすべきこととなっておりますが、上記の次第のとおり対処いたしましたので、ご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

松本委員長 それでは、ただいまのご説明に対して質問、あるいはご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。加藤委員

加藤委員 現実的な話、幾らぐらいの財産処分の問題なのですか。

末永研究指導課長 まず旧調査船は 450トンほどの船でございます、25年を経過しております。それから重要な財産の譲渡でございますけれども、基本的には、他の独立法人もそうなのですが、土地と建物でございますが、水産につきましては50トン以上の船ということも対象と、主務省令の中でされたところでございます。それで、どのくらいのものかということでございますが、売却処分につきましては、約 600万円で売却されております。

松本委員長 どうぞ、そのほか。

小林（正）委員 この、いわゆる重要な資産という、例えば施設にしても設備にしても、その金額は問題にされないわけですか。何をって重要な資産というのですか。

末永研究指導課長 重要な財産のことでございますけれども、省令の中でそう定められたわけでございます。独法の趣旨からいいますと、独立行政法人の業務運営に多大な影響を与えないというようなことで、この場合は定性的に年数が入らないわけですが、水産については、調査船というものは本来、新しい船の費用もかかりますし、そういう意味で重要な財産というように位置づけられたものだということでございます。

小林（正）委員 それらは、法人化されれば当然減価償却すると思うのですが、償却し切ってしまった財産についてはどうするのですか。船舶であれ、重要な資産であれ、減価償却してしまったものについてはどうなのですか。

末永研究指導課長 償却したものにしましては、最終的には鉄くずという形の資産が残りますので、その場合には鉄くずという形での有価物でございますので、その点の価値があるかと思えます。

小林（正）委員 それは中期目標に掲げなければいけないと。

末永研究指導課長 譲渡計画というものを中期計画に定めていれば、認可が要らないという形になりますが、今回のものについては中期計画に定められていなかったということでございます。

小林（正）委員 中期計画というのは5年間の計画ですよ。5年間にわたって、その後処分するものを逐一、鉄くずまで全部計画に載せなければいけないのですか。その他は必要に応じて処分できるものとするのようにはしておけばいいのではないですか。その都度法人の判断というのがあってもしかるべきだと思うのです。

末永研究指導課長 省令で、先ほどいいました重要な財産ということでございますので、今後の取り扱いでございますけれども、中期計画の中に定めておくという形と、本来、予算がつかせんと次の代船ということがございませぬので、その都度やるか、どちらかだと思います。この点につきましては、今後またセンターの方でも検討してもらおう必要があるかと思っております。

小林（正）委員 先ほどの説明の中で私が一番気になったのは、センター側が法律に対して認識が甘かったとか、それが原因だといっていますけれども、少なくとも国の機関であったうちは減価償却というのを考えていないのです。新たに今度、減価償却という概念が入ってくるわけですから、これは鉄くずになるか、あるいは重要な資産であるかという判断だって、過渡期ですから、必ずしもセンター側にだけ責任を押しつけていいものかどうかです。もう少しその辺をちゃんと考えた方がいいような気がいたします。単にセンター側の法解釈の問題だけではなくて、やはりこの過渡期にあって、なすべきことがもっとほかにあったのではないかと思うのですけれども。

末永研究指導課長 ご指摘の点につきましては、私どもも実はこの船舶の処分の認可ということで過渡期でございましたけれども、先ほどいいました連絡体制というようなこともございまして、独法になりましたが、基本的には連絡体制をとるということは行革大綱の中でも触れられていることでございますので、より密な連絡体制というようなことで、このようなことの起こらないような体制をとりたいと考えております。

小林（正）委員 要するところ、この法人化の一番の目的は業務の運営を弾力的に、あるいは効果的に行うということですから、かなり法人の自由な裁量に、ある程度任されるべきだと思うのです。そのときに、600万ぐらいで一々大臣に呼ばれて説教されるようでは、これはもう法人の長などやっつけられないと思うのです。だから、その辺のところは大臣の方だってよく考えて、この辺は大目にみるというぐらいのことをやったらどうか

と思うのです。これは単に手続上の問題だけですからね。

末永研究指導課長 繰り返しになりますが、重要な財産ということで、この辺につきましては委員ご指摘のように25年ということでございますので、価格としては償却を、いわばされている状況でございます。片や新しい船からどこまでかということ、私どももこの問題が起きた後でございますけれども、委員のご指摘のように、どこかで、年数とか、そういうところもこの要因としてなかったかと考えたところでございますが、基本的には独立行政法人の、おっしゃいますとおり、自由な裁量のある程度与えて、それで自らが判断していくということでございますので、その趣旨はそのとおりだろうと思います。ただ、新しい船のところまで、できたばかりの船まで独法側で認可もなく、自由にということについてはいささか問題もあろうかということで重要な財産とされたのであろうと考えておりまして、ここのところのご指摘はそのとおり踏まえながら、今回はこのように処分をさせていただいたというようにご理解をお願いしたいと思います。

手島委員 今のお話、今回のもの、600万円ぐらいでというようにお話があったのですけれども、これ、実は売った値段が600万円ということなのだろうと思うので、最初につくったときは何億円かしている船だと思うのです、きっと。それが25年とおっしゃいましたか、たっていますから、相当償却も進んだと。償却をしていけば、進んだと考えてもいいと思うのですけれども、売った値段が600万円なのが問題なのではなくて、現在、残存している価格が幾らだったかと。そいつを600万円ですら売ったら損が出るか得が出るかというようなことが、今後、企業会計でやっていくと起きてくるわけです。そうすると、そのことは、この独立行政法人の財務にうんと大きな影響を与えることになるかもしれない。ならないかもしれないですけれども。ということになりますから、この重要な財産の処分というようなことについては、今回のことは済んでしまったことだから仕方がないのでしょうけれども、これからの運用のためには、重要な財産の処分ということについて、もう少し具体的な運用規則みたいなものを設けておけば、例えば1,000万以下のものについては独立行政法人に任せるとか、1,000万でなくてもいいのです、1億でも構わないのですが、何かそのような金額基準みたいなものを設けておくとか、そういうことをやっておけば、今後の運営はやりやすくなるのではないのでしょうか。会社は普通、大体そういうことをしているものなのです。そういう金額基準のようなものを決めておりましてね。

土井委員 私は水産分科会の会長代理をしている者ですけれども、この件は、船をもっているのは私ども水産分科会だけなのです。それで、そういうニュースをお聞きしたも

ので調べてみまして、分科会の委員の方々の意見を伺ったところ、ある程度やむを得ないという意見がかなり多かったです。ですから、この件についてはまた改めて、私どもの分科会でもいろいろ話し合いたいと思いますし、この件は一つお任せ願いたいと思っています。ただし400万円だろうが、600万円だろうが、1,000万円だろうが、金額の多少ではないのです。筋は筋として、だめはだめだということはいわなければいかんと思っております。以上です。

間委員 手島委員がおっしゃいましたけれども、今はそういう基準というのはちゃんとあるわけですか。そういう財産処分に対する、船だけではなくて、例えば農機具にしても1台が何千万とか、億の単位のものもあるわけですか。だから、そういうルールというのはありますか。

末永研究指導課長 繰り返しになりますが、先ほど主務省令のところをご紹介させていただきましたが、土地、建物と50トン以上の船舶というものを重要な財産とするとされております。

手島委員 金額基準はないのですね。

末永研究指導課長 はい。それで、先ほどご紹介をさせていただいた件でございますけれども、今回の処分につきましては、基本的には手続でございますし、委員の方からもそういうお話がございましたが、今回は初めてでございますし、手続を怠ったという点につきまして処分とさせていただいたということでございます。

加藤委員 ちょっと教えていただきたいのですが、その重要な財産というのは、現在のところ土地、建物と50トン以上の船と、こういうことでございますか。そうすると、例えば分析機器だとか、随分高価なものもあるのだらうと思いますが、そういうのは重要な財産の対象にはならないということですか。水産のところだけではなくて、全体の独立行政法人の場合です。

増田文書課調査官 財産の処分の制限に関しましては、独立行政法人の通則法におきまして、それぞれの省令で定める重要な財産を譲渡、あるいは担保に供出するときは主務大臣の認可を受けなければならないというような規定がございます。これに沿いまして、それぞれ法人ごとに主務省令で対象物を書いているわけでございますが、現状におきましては、基本的には土地と建物、水産の関係ではそれプラス50トン以上の船というように書いてございます。そういう意味で、土地、建物以外のものについては、現状では省令では定められていないという状況でございます。

小林（正）委員　これは、法人化する以前では違法な行為ではなかったと考えていいわけですか。法人化することによって違法といいますか、脱法的な行為になったと。

末永研究指導課長　ご指摘の点でございますけれども、独法以前については、今、ご指摘のように特段の問題はなかったわけでございます。独法化して、通則法ができました観点から、重要な財産、独立行政法人の運営上、多大な支障が出てはいけないと認められる重要な財産については手続を踏むという形になったわけございまして、その点について、怠ったということになったわけでございます。

小林（正）委員　もう1つお聞きしたいのですけれども、ちなみに船舶の耐用年数というのは何年なのですか。

末永研究指導課長　25年程度でございます。

小林（正）委員　建物は、既に耐用年数を過ぎているようながあると思うのですが、そういったものの扱いはどのようになるのですか。

増田文書課調査官　現状で申しますと、対象としては土地、建物、プラス船というようになっておりますので、例えば建物で老朽化して、価値があるなしという状況はさまざま、対象としてはあるわけですが、現状でいえば、処分の制限ということで認可を受けなければならないということになります。ただ、先ほども若干申し上げましたが、例えば一方で計画的に施設などを更新するということはもちろんございます。そういう中で、中期計画の中で全体の更新計画などを立てている場合には、それをもって、それに従って処分する場合には個別の認可は不要ということになってございます。

小林（正）委員　建物なんてというのは、計画の中に載ったところで、お金をちゃんとつけてくれるわけではないでしょう。たまたま補正予算か何かでぼんについて、そして古いのを壊すということだってあり得ますよね。

増田文書課調査官　おっしゃるとおり、更新の計画の、特に新の部分というのは、これは要するに予算的な手当が必要で、今の状況でいいますと、基本的には設備を立てるための補助金というような形で運営交付金とは別な形で国から交付されている、今の予算の実状はございます。そういうことを考えますと、なかなか中期計画に更新の、新しいものを見越して古いものを取り壊すという計画をあわせて盛り込むということが難しい現状にはもちろんあるわけでございます。ただ、一方で、法人の自主性というものもありますけれども、基本的な財産が法人の単独の意思で処分ができるようになりますと、結果として法人に期待する業務運営が必ずしも十分にできないということもありますので、現状のよ

うになっているということでございます。

小林（正）委員 あなたの説明は、最初の中期計画の中に入っていなかったからという説明だったのです。そうではなくて、こういう場合はいつ、それが可能になるかもわからないのですから、その都度、中期計画を変更すればいいわけでしょう。その変更の手続を怠ったというように考えればいいのではないですか。

増田文書課調査官 そうですね、中期計画を変更して対応するというやり方も、個別の財産処分として認可を受けるやり方も、やり方としては確かに2つ、当時もあったと思いますし、今後の財産処分にあっても2つのやり方はあろうかと思えます。ただ、少なくともいずれかは手続をとらなければならないということですので、要するにいずれもとられていなかったというのが今回の問題だったということでございます。

松本委員長 どうでしょうか、ほかにご意見、ございませんか。

会田委員 ちょっと戻ってしまうのですが、各分科会の審議の結果のところでは質問するタイミングがなかったものですから、タイミングを逸してしまいまして、評価基準という言葉がよく出てくるのです。実は私ども、所属している分科会以外の評価基準というのがどのようになっているか、全く存じ上げていないという状況かと思えます。それで、それに関連して、今度総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の方におもちになるということなので、私ども評価委員の方にも全体がどのようになっているのか……

松本委員長 評価基準。

会田委員 評価基準がです。それと、私は自分が所属する分科会では申し上げたのですが、今回の評価基準というのは、私が思っている組織評価とはかなり隔たりがあるのです。ただ、そうはいうものの、やはり評価基準がないと作業は進められないと。来年以降、継続的に見直すということを前提にして、私は賛成したのですけれども、その辺のところは評価基準ができてしまって、ひとり歩きしてはいけないなという懸念をもってまして、その辺のことについて、来年以降も継続して見直す。さらに、中期目標に係る評価についてはまだ白紙だという理解でよろしいかどうかという点。

あと先ほども質問したのですが、北海道開発土木研究所、これ、なぜ質問したかということ、私が国交省サイドの独立行政法人評価委員会で、この分科会に所属しているためにちょっと確認しているのです。今年度は7月30日に分科会が行われますけれども、聞くところによると、その前に農水省サイドでも分科会が行われていると。これは来年以降もそうということでもいいのかどうか。最終的には国交省サイドの独立行政法人評価委員会が全体と

しての意見を表明するということがいいのかどうか、これも含めてちょっと伺えればと思います。お願いいたします。

松本委員長　それでは今の質問の点、事務局の方からご回答お願いしたいと思います。

増田文書課調査官　最初に評価基準の関係でございますが、これにつきましては、済みません、今、直ちにこの場では用意しておりませんので、送るということにさせていただければ、こちらで送ります。評価基準と評価指標と合わせて、厚さで多分4センチぐらいはあると思いますけれども、それはこちらから送らせていただきます。

評価基準につきましては、もちろんまだ評価を1回もやっていない段階で基準を作成していただいたということもございますし、今後、実際に報告書を見て、評価基準を当てはめていくという段階で、それぞれ、適宜評価基準の方の見直しも必要に応じて分科会でご検討いただければと思っています。そういう意味で、最初に評価基準がかっちり決まって、それに、あとは形式的に当てはめていくというものではないというように、事務局としては理解しております。そういう意味では、基準自体も評価の過程で必要に応じて見直されることがあると思っています。

それと、5年後の中期目標に関する評価でございますが、これについては現在、評価基準ができているという状況ではございません。これはまた追って、基本的には分科会の単位になると思いますが、それぞれの法人ごとに中期目標の評価をしていただくこととなりますので、その評価基準というのを、またご検討いただきたいと思っています。

それと、北海道の研究所の関係につきましては、私の方でもまた日程等を再度調べてみたいと思います。基本的には、国土交通省の方の評価委員会からの意見を聞くというような通知があつて、それに対して審議するという段取りになろうかと思いますが、確かにおっしゃるとおり、一方で、それぞれの分科会なり委員会を開くというのは日程的に非常に、とれる日にちというのが限られております。そういう意味で、ある日にちをもって形式的に、こちらの分科会が開かれない日でも意見を聞くというような形で通知をいただいて、こちらの直近の分科会なりのときにご検討いただくというようなこともあろうかと思えます。いずれにしても、それはまた日程を含めて調整をさせていただきたいと思っています。

松本委員長　会田委員、よろしゅうございますか。

会田委員　時間がないので1点だけ、農業技術分科会で評価が行われるのがいつかということだけ教えていただけますか。あとは私の方で確認します。

小林(正)委員　農業技術分科会は24日に開かれます。そのときには開土研について

も共管ですから、農水省の6法人と同じように評価し、意見を返したいと考えています。先ほどの事務局の回答と多少違ってはいますが、

会田委員　今の分科会の会長の発言ですと、今度、組織の全体討論はどのようにやるのかということが多分、問題なるかと思えますけれども、その辺について事務局はどのようにお考えなのでしょうか。

増田文書課調査官　北海道の研究所の関係につきましては、ちょっと段取りをこちらで検討いたしまして、またご連絡するというところでよろしいでしょうか。

松本委員長　会田委員、よろしゅうございますか。

会田委員　今、これ以上議論はできないと思いますので。

松本委員長　小林委員、もう付け加えることはございませんか。

小林（正）委員　結構です。

松本委員長　そのほか、ご意見、ございませんでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員　前の議題に戻って申しわけないのですが、先ほどの分科会のご報告の中で、各法人ごとに評価基準をつくられたところもあれば、可能な限り統一にしたいということと最終的に農業分科会ですか、統一されているのです。一方、農業技術の方は統一されていないように承ったのですが、その辺で統一されている分科会のお話として、可能ならばということで検討を進めた結果、1つになったところ、どういうものが統一する上で問題になっていて、それをどのようにクリアして1つのものとしてでき上がったのかということがもしわかれば、非常に参考になるような気がするのです。それはもう時間がないので、また別の機会にでも教えていただければ……。

松本委員長　きょうはちょっと、あと、また委員会を控えておりますので、その点につきましてはまた明らかにしたいと思います。

そのほか……といいましても、もう大分時間も超過しておりますので、ご質問等あるかどうかと思いますが、一応、きょうの議題につきましては、ここで打ち切らせていただきます。

今後のことですが、先ほど決定しましたスケジュールに沿って、9月末をめどに各分科会で評価を行いまして、その結果をとりまとめていただき、10月上旬には各法人及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会へ評価結果を通知することといたします。また農林水産大臣が財務諸表を承認するに当たりましての意見提出につきましては、各分科会において評価作業と並行して財務諸表をご審議いただき、その結果を意見として農林水産大臣に提出していただきますよう、お願いをいたします。なお、総務省の政策評

価独立行政法人評価委員会においては通知を受けました評価結果につきまして、必要と認める場合に意見を述べるができることとされておりますが、意見の提出があった場合には、追って皆様にご報告させていただきます。

最後になりますが、本日の議事につきましては、議事規則に従い、議事録に公開をさせていただきます。また議事録の公開については、議事録ができ上がり次第、各委員の皆様にご確認していただいた上で農林水産省のホームページや、あるいは文書閲覧窓口において行うことといたします。資料の取り扱いにつきましても同様とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の評価委員会を閉会とさせていただきますが、この後、事務局から連絡事項がございます。

(事務連絡)

事務局 本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。

了